

公 告

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 5 項の規定に基づき地域計画を変更したいので、同条第 7 項の規定に基づき公告し、当該地域計画の変更案を、次のとおり縦覧に供する。

縦覧期間中に利害関係人は当該地域計画（案）に対し、三朝町に意見書を提出することができる。

令和 7 年 8 月 21 日

三朝町長 松 浦 弘 幸



- 1 地域計画を変更する地区
 - ・ 三徳地区
 - ・ 賀茂地区
 - ・ 竹田地区
- 2 地域計画の変更案の縦覧期間
 - 自 令和 7 年 8 月 21 日
 - 至 令和 7 年 9 月 3 日
- 3 地域計画の変更案の縦覧場所
 - 三朝町役場農林課 三朝町大字大瀬 999 番地 2
- 4 意見書の提出先
 - 三朝町役場農林課
- 5 意見書の提出に当たっての留意事項
 - 期間を過ぎての意見書の提出は受付できない。